

生駒市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成28年度第2回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月3日

生駒市監査委員 藤本 勝美

生駒市監査委員 井上 圭吾

生駒市監査委員 白本 和久

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

平成29年1月6日から平成29年3月3日まで

3 監査の対象

福祉健康部	介護保険課、健康課
都市整備部	みどり公園課（花のまちづくりセンター含む。）
上下水道部	総務課、工務課、浄水場
教育振興部	生駒小学校、生駒南小学校、生駒台小学校、上中学校、光明中学校、大瀬中学校、中保育園、あすか野幼稚園、桜ヶ丘幼稚園
生涯学習部	生涯学習課 図書館、図書館南分館、図書館北分館、生駒駅前図書室
消防本部	総務課、予防課、警防課、消防署
議会事務局	
農業委員会事務局	

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令等を遵守し、適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、昨年度に引き続き現金の取扱い、契約事務、財務に関する各事務処理の実情が法令等の規定どおりの処理となっているか及び重要物品の保管状況についてを重点項目として監査を行った。

5 監査の結果

(1) 重要な物品の管理について

ア 監査対象及び監査の方法

地方財政法第8条では、物品の管理について、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定している。

これに基づき、各課において、公有財産、債権及び基金と同じように、物品の保有状況を正しく把握するとともに、有効に活用しなければならない。また、自動車及び取得価額が一式100万円以上の物品(以下、「重要な物品」という。)については、毎年度の決算書の財産に関する調書において、保有する財産の件数を公表しており、正確な表示を行うことが求められる。

そこで、昨年度に引き続き、本市財務会計システムに重要な物品の保有状況を正確に記録しているかという点と、備品整理票を貼付すること等により管理しているかという点を着眼点として、本年度の監査対象部局に対し、重要な物品に係る保有状況について資料の提出を求め、担当者への聴き取り調査及び実地調査を行った。

イ 監査の結果

(ア) 重要な物品のリストと現品の照合結果

本年度の監査対象課より監査前に提出を受けた重要な物品のリストと各課において保有する備品を全件照合したところ、下表のとおり19件(総額275,429,722円)について、廃棄又は所管替えの手続きが漏れていたことにより現品が確認できない又は所管が異なっていた。

本年度定期 監査対象課等	システム上の 重要物品数	現品を確認し た重要物品数	システム上の 重要物品の 合計金額(円)	現品を確認した 重要物品の合計 金額(円)
秘書課	3	3	3,718,895	3,718,895
広報広聴課	0	—	—	—
管理課	2	2	2,861,309	2,861,309
人事課	3	2	7,874,350	5,904,150
契約検査課	0	—	—	—
人権施策課	1	1	556,500	556,500
国保医療課	0	—	—	—
市民課	7	5	14,831,412	11,913,912
土木課	3	2	3,196,909	1,996,909
政策企画推進課	0	—	—	—
都市計画課	0	—	—	—
教育総務課	13	5	35,578,798	6,740,298
教育指導課	0	—	—	—
経済振興課	2	2	2,572,459	2,572,459

病院事業推進課	3	3	4,050,000	4,050,000	
建 築 課	2	2	2,562,625	2,562,625	
農業委員会事務局	0	—	—	—	
議会事務局(※1)	1 2	1 2	22,454,840	22,454,840	
健 康 課	1 1	1 1	36,689,327	36,689,327	
消 防 本 部	1 1 1	1 0 8	1,069,608,713	833,735,873	
上下水道部(※2)	4 5	4 5	139,911,688	139,911,688	
図書館(図書館分)	3 8	3 8	94,229,050	94,229,050	
図書館北分館	1	1	741,899	741,899	
図書館南分館	2 3	2 3	37,898,980	37,898,980	
生駒駅前図書室	2	2	2,949,450	2,949,450	
鹿ノ台ふれあい ホール図書室	1 1	1 1	21,288,040	21,288,040	
生涯学習課	5 6	5 3	465,769,788	463,076,356	
生涯 学 習 課 内 訳	生涯学習課内	1	1	556,500	556,500
	コミュニティセンター	8	8	25,481,079	25,481,079
	北コミュニティセンター ISTA はばたき	2	2	10,993,500	10,993,500
	南コミュニティセンター せせらぎ	7	7	14,651,962	14,651,962
	たけまるホール	1 6	1 3	49,427,382	46,733,950
	芸術会館美楽来	5	5	10,319,855	10,319,855
	芸術会館美楽来 (書画)(※3)	1 1	1 1	334,900,000	334,900,000
	図書館(※4)	5	5	17,980,000	17,980,000
	やまびこホール	1	1	1,459,510	1,459,510
みどり公園課	6	5	8,910,085	6,972,835	
介護保険課	2	2	2,027,886	2,027,886	
合 計	3 5 7	3 3 8	1,967,683,003	1,692,253,281	

(※1) 書画 9 件を含む。

(※2) 水道事業会計の貸借対照表に「車両運搬具」又は「工具器具及び備品」として記載され、かつ取得価額が 100 万円を超えるものを監査の対象とした。

(※3) 財務会計システムには、生涯学習課が所管する書画 183 件の登録がある。このうち、寄贈の時点で、評価額が 1,000 万円を超える書画 11 件(14 作品)を監査の対象とした。

(※4) 図書館分を除く。

(イ) 備品の対照点検と備品整理票の管理について

重要な物品に係る保有状況について監査を行ったところ、ほとんどの重要な物品は適正に管理されていたものの、昨年度と同様に廃棄又は所管替えの手続きに不備があったものや、備品整理票が貼付されていないものがあった。このため、財務会計システム上のデータとの照合が容易ではなく、備品によっては特定に時間を要した。

平成27年度第2回定期監査結果で改善を求めたことであるが、生駒市会計規則にのっとり、備品の対照点検について、できる限り年1回実施されたい。さらに、備品に係る台帳を整理し、原則的に備品整理票を貼付するか、貼付できない場合は写真を資料として残す等の工夫をされたい。今後とも、重要な物品のみならず市の財産は、市民全体の貴重な財産であるという認識のもと、適正な財産の管理及び活用をするよう望むものである。

また、上記のとおり前年度の監査結果で改善を求めたことについて、本年度も同様の状態が見受けられた。監査の対象となった課はもとより、その他の課等においても、監査結果を課題として共有し、事務の改善に活かすよう努められたい。

(2) その他の事項について

事務処理等は、おおむね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上さらに改善・検討を要する事項については、その都度該当する各所属長及び担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査の詳細については、別紙資料のとおりである。

福祉健康部

介護保険課

1 監査実施日 平成29年2月27日～3月1日

2 監査結果

(1) 歳入について

介護保険料の賦課及び徴収について歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、介護保険料額決定通知書等を照合・確認したところ、関係法令、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 給付事務について

居宅介護(予防)福祉用具購入費、居宅介護(予防)住宅改修費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の支出について、支給決定起案、領収書等関係書類を検査・確認したところ、関係法令、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事務について

ア 現金の取扱いについて

認定調査時の駐車場料金等の資金前渡による現金及びつり銭用現金の管理について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 郵券の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

健康課

1 監査実施日 平成29年1月16日～1月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 各種健診、講座等の個人負担金等の収入事務について

歳入整理簿、調定伝票、収入月計表、日計表、健診受付名簿等を照合・確認したところ規則等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 市有土地及び物件賃貸料収入について

セラビーいこまメディカル棟の一部と生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜優楽の一部の賃貸借に係る収入について、歳入整理簿、契約書、調定伝票、収入伝票その他関係資料について照合・確認したところ、例規等に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守しおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金、助成金等の支出事務について

妊婦一般健康診査補助金、B型肝炎ワクチン接種補助金等の支出事務について検査・確認したところ、交付要綱に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

つり銭用現金の管理について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

都市整備部

みどり公園課（花のまちづくりセンター含む。）

1 監査実施日 平成29年2月20日～2月22日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 公園占用料等について

公園占用料等の収入について、公園占用許可申請書、公園内行為許可申請書、減免申請書、収入伝票等について、照合・確認したところ例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 屋外広告物審査手数料について

調定伝票、収入伝票、屋外広告物許可申請書、領収書（控）等を照合・確認したところ例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 物品売払い事務について

「生駒市景観形成基本計画」の売払いについて、受払簿、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書（控）等を照合・確認したところ例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守しおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事務について

つり銭用現金の管理について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

上下水道部

総務課、工務課、浄水場

1 監査実施日 平成29年1月25日～1月27日、3月3日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 水道料金の収入事務について

5日分を抽出し、上下水道使用料収入報告書、納入済通知書、日計表、収入伝票等を照合・確認したところ、例規等に基づきおおむね適正に処理されていた。

イ 給水分担金の収入事務について

給水装置工事台帳、収納済通知書、調定何書を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の収入事務について

小水力発電による売電収益等の収入について、収入伝票、納入済通知書等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されていたが、工事請負費等の一般競争入札において、1者応札となったこと等により、落札率が高止まりとなったものがあったため、より競争性、

経済性を発揮できるよう方策を検討されたい。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、水道事業会計規程等を遵守し、おおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 不納欠損に係る会計規程について

水道料金の不納欠損処理については、水道事業会計規程第26条に法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合において行うと規定されている。しかし、本市水道事業会計では、債権の放棄又は消滅がない場合においても、消滅時効期間である2年以上を経過し、なおかつ居所不明等であれば、会計上の処理として不納欠損処理を行っている。事務処理と会計規程との整合を図るため、会計規程の改正を検討されたい。

イ 現金の取扱いについて

水道料金徴収時つり銭用現金、還付手持現金及び光熱費等の前渡資金について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 郵券の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

教育振興部

生駒小学校

1 監査実施日 平成29年2月1日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理はおおむね適正に行われていた。

イ 郵券の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生駒南小学校

1 監査実施日 平成29年2月8日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理はおおむね適正に行われていた。

イ 郵券の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生駒台小学校

1 監査実施日 平成29年2月6日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理はおおむね適正に行われていた。

イ 郵券の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

上中学校

1 監査実施日 平成29年2月15日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理はおおむね適正に行われていた。

イ 郵券の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

光明中学校

1 監査実施日 平成29年2月7日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理はおおむね適正に行われていた。

イ 郵券の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

大瀬中学校

1 監査実施日 平成29年2月8日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理はおおむね適正に行われていた。

イ 郵券の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

中保育園

1 監査実施日 平成29年2月9日

2 監査結果

(1) 歳入について

延長保育料及び給食費等の収入について、歳入整理簿、納付書兼領収書、徴収台帳、保育時間延長申込書、通帳等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われていた。

イ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

あすか野幼稚園

1 監査実施日 平成29年2月10日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 通園費の収入事務について

歳入整理簿、通園費調定資料、調定伝票、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 預かり保育利用料の収入事務について

歳入整理簿、調定伝票、納付書兼領収書等を照合・確認したところ、実施要綱に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収書、通帳等を照合・確認したと

ころ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

桜ヶ丘幼稚園

1 監査実施日 平成29年2月24日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 預かり保育利用料の収入事務について

歳入整理簿、調定伝票、納付書兼領収書等を照合・確認したところ、実施要綱に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の取扱いについて

学校創造推進事業費の前渡資金について、事業報告書、領収証、預金通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券の取扱いについて

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

生涯学習部

生涯学習課

1 監査実施日 平成29年2月13日～2月17日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 物品の売払い事務について

「万葉絵はがき」、「ハンドブック(生駒の歴史と文化)」、「生駒市文化財マップ」等の売払いについて、管理簿、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、

適正処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

行政財産目的外使用料、青少年野外活動に伴う参加負担金等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、例規等に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を照合・確認したところ、関係法令、例規等を遵守しおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金の支出事務について

生涯学習推進連絡会補助金、PTA協議会運営事業補助金、子ども会育成連絡協議会補助金等の交付事務について確認したところ、それぞれ交付要綱、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づきおおむね適正に処理されていた。一方で、生涯学習自主学習グループ補助金において、補助金交付申請書及び実績報告書等に記載漏れや提出の遅れ等が散見された。また、生涯学習自主学習グループ補助金交付要綱にも誤り等があったため改善を求めた。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について確認したところ、会計規則等を遵守するとともに予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事務について

つり銭用現金の管理について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

図書館

1 監査実施日 平成29年2月3日

2 監査結果

(1) 歳入について

紛失図書実費弁償料及び古紙等売払金の収入について、借用図書事故届、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、随意契約理由書、見積書等を照合・確認したところ、関係法令、例規等を遵守しおおむね適正に処理されていたが、以下の点について改善を求めた。

図書館(各分館を含む。)においては、利用者の閲覧に供するため様々な雑誌を収集しているが、主に定価で毎号購入している。しかしながら、雑誌は基本的に年度を通して継続的に購入

することを前提に収集するため、雑誌によっては定期購読契約をすることで、定価より安く購入できる場合がある。については、定期購読料を調査し、より安価に購入できる方策を検討されたい。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 郵券類の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

図書館北分館

1 監査実施日 平成29年2月1日

2 監査結果

(1) 歳入について

紛失図書実費弁償料及び古紙等売払金の収入について、借用図書事故届、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守しおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 郵券類の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

図書館南分館

1 監査実施日 平成29年2月2日

2 監査結果

(1) 歳入について

紛失図書実費弁償料及び古紙等売払金の収入について、借用図書事故届、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守しおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 郵券類の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

生駒駅前図書室

1 監査実施日 平成29年2月3日

2 監査結果

(1) 歳入について

紛失図書実費弁償料及び読書カフェの飲み物収入等について、借用図書事故届、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守しおおむね適正に処理されていた。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 郵券類の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

消防本部

総務課、予防課、警防課、消防署

1 監査実施日 平成29年1月19日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 消防手数料の収入事務について

消防法及び火災予防条例の規定により行う許可等に関する手数料の収入について、歳入整理

簿、調定伝票、収入伝票、申請書等を照合・確認したところ、関係法令及び例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

消防団員等退職報償金受入金等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 現金の取扱いについて

消防長交際費、消防団長交際費、道路通行料、災害時用消耗品費等の資金前渡による現金について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 郵券の取扱いについて

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

議会事務局

1 監査実施日 平成29年1月10日

2 監査結果

(1) 歳入について

コピー使用料、電報代等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 議長交際費の支出事務について

現金出納帳を検査するとともに、手持現金の残額を確認したところ、管理・支出処理は適正に行われ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 政務活動費の支出事務について

支出負担行為伺書、交付決定通知書（控）、収支報告書等を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したと

ころ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

エ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

道路通行料の前渡資金による現金について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

農業委員会事務局

1 監査実施日 平成29年1月6日

2 監査結果

(1) 歳入について

相続税納税猶予証明等手数料等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、申請書等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 農業委員会会長交際費支出事務について

預金通帳、現金出納簿等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。